

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 告 示

- 農業委員会の総会の招集【産業経済局農林水産部農林課】 5
- 指定代理納付者の指定【総務局行政経営部行政経営課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準の対象となる業種の一部について、当該基準の適用期間を延長することにしました。
- 2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の対象となる業種について、当該基準の適用期間を延長した上で、その一部の業種の当該基準を強化することにしました。

この規則は、令和2年7月6日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 4 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成 2 7 年北九州市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

付則別表のほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）の項中

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	4 0
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 4 0

を

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	4 0
-------------------------------------	-----

に、

「平成 3 1 年 6 月 3 0 日」を「令和 4 年 6 月 3 0 日」に改め、同表のふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）の項中

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

を

「ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）に、

」

「平成31年6月30日」を「令和4年6月30日」に改め、同表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）の項中「160」を「120」に、「700」を「600」に、「1500」を「1400」に、「2900」を「2800」に、「平成31年6月30日」を「令和4年6月30日」に改め、同表の1,4-ジオキサン（単位 1リットルにつきミリグラム）の項中「平成33年5月24日」を「令和3年5月24日」に改め、同表の亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）の項中「平成33年12月10日」を「令和3年12月10日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 296 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条第 1 項の規定により、農業委員会の総会を次のとおり招集する。

令和 2 年 7 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

農業委員会名	日時	場所	議題
北九州市農業委員会	令和 2 年 7 月 18 日 午前 10 時	福岡県北九州市 小倉北区馬借 1 丁目 2 番 1 号 ホテルクラウン パレス小倉	正副会長の互選、農地利用最適化推進委員の委嘱等について

北九州市告示第 297 号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 24 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	令和 2 年 6 月 2 6 日か ら同年 9 月 3 0 日まで